

令和元年度山口県地域集積協力金交付事業の推進方針

令和元年(2019年)7月16日
山口県農林水産部農業振興課

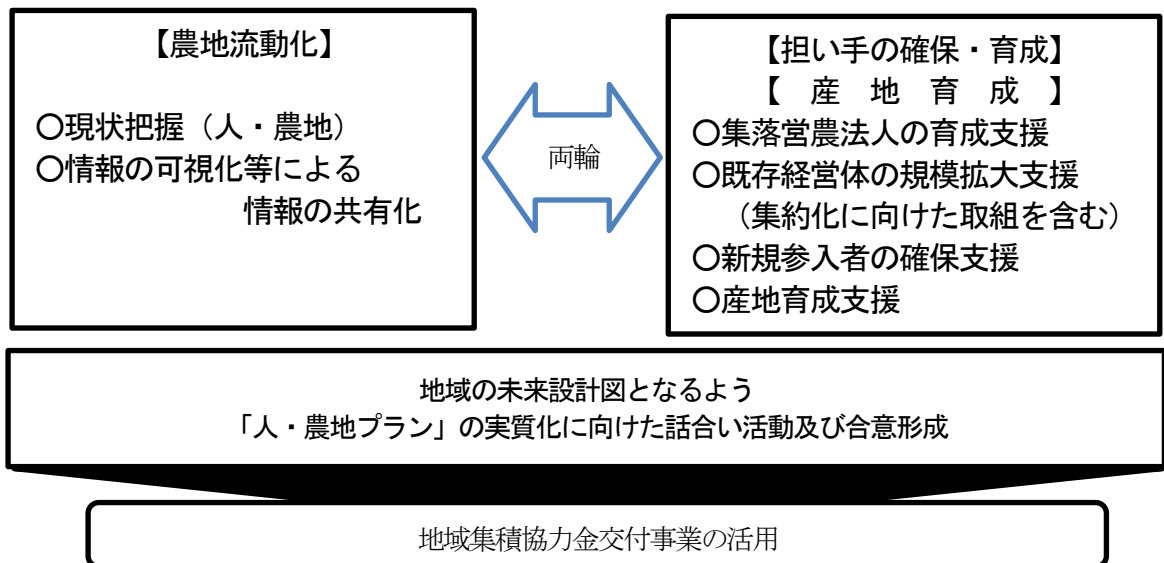
機構集積協力金(特に地域集積協力金)を効果的に活用することにより、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)別記2-1の第10の4に基づく推進方針を定める。

1 重点的に推進する地域

本県では、地域の話合いの結果である「人・農地プラン」をベースに農地中間管理事業を展開していることから、農地の流動化の契機となる集落営農法人の設立機運が高まった地域、集約化を検討する地域等(機構重点実施地区)や圃場整備事業実施地区(モデル地区)を中心に地域集積協力金を活用する。

2 推進方法

担い手不足が深刻な本県では、農地流動化の視点だけでなく、担い手の確保・育成や産地育成に向けた視点も必要であることから、地域の実情に合わせ関係機関・団体が適切な役割分担の下、一体的に進めていく。



3 推進体制

地域農業再生協議会(市町、農協、県出先)の枠組みに加え、農地中間管理機構、農業委員会や土地改良区等の地域のコーディネーター役を担う関係機関・団体が連携し、「人・農地プラン」の実質化に向けた取組とともに農地中間管理事業を推進していく。